

## 9月検針分より、水道料金を減額します

### ～コロナ禍における原油価格・物価高騰対策～

堺市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、今般の原油価格や物価が高騰している現下の状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、以下のとおり水道料金を減額します。

なお、この減額に関して、お客様からの申請等は不要です。

#### 1 支援内容

水道料金のうち、令和4年9～12月検針（4か月分）の基本料金を免除する。

【例】一般家庭（口径20mm以下の場合）

基本料金	減額の金額（税込み）		
	1か月分	2か月分	4か月分
	△ 715	△ 1,430	△ <b>2,860</b>

※一般家庭の場合、主に2か月分を1回で請求しています。

#### 2 対象者

給水契約者（家庭、事業者） 約35万件

※ 公共施設（国・地方公共団体が給水契約者の場合）は対象外

#### 3 所要額

1,305,000千円

問  
い  
合  
わ  
せ  
先

担 当 課：上下水道局 経営企画室 経営戦略担当  
電 話：072-250-9227  
ファックス：072-250-6600

## &lt;水道料金の基本料金について&gt;

(単位：円)

口径	基本料金 (税込み)	減額の金額 (税込み)		
		1か月分	2か月分	4か月分
20mm 以下	715	△ 715	△ 1,430	△ 2,860
25mm	1,100	△ 1,100	△ 2,200	△ 4,400
30mm	3,410	△ 3,410	△ 6,820	△ 13,640
40mm	5,500	△ 5,500	△ 11,000	△ 22,000
50mm	11,000	△ 11,000	△ 22,000	△ 44,000
75mm	22,000	△ 22,000	△ 44,000	△ 88,000
100mm	34,100	△ 34,100	△ 68,200	△ 136,400
150mm	55,000	△ 55,000	△ 110,000	△ 220,000
200mm	121,000	△ 121,000	△ 242,000	△ 484,000

## &lt;減額の対象となる使用期間と請求月&gt;

料金の 請求頻度	検針月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2か月ごと (一般家庭等)	奇数月 の場合	—	—	●	○	—	○	—
	偶数月 の場合	—	—	—	●	○	—	○
1か月ごと (大口使用者)	毎月 の場合	—	—	●	○	—	—	—
		—	—	—	●	○	—	—

— : 使用期間 ● : 検針 ○ : 請求

## &lt;根拠規定&gt;

堺市水道事業給水条例 第32条 (料金等の減免)

管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。